

保育園等入園申込書

磐田市長

磐田市福祉事務所長 宛

平成〇〇年〇〇月〇〇日

第4希望以降の希望園がある場合は、こちらに希望順位と園名を記入して下さい。

保護者 住所 磐田市国府台57-7
 氏名 磐田 雄二 印
 電話 0538-37-4858

保育園等への入園につき次のとおり申し込みます。

入園児童	氏名	生年月日	性別	備考
	ふりがな いわた はるこ 磐田 春子	平成25年 1月 7日	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	
入園を希望する施設名	第1希望	〇〇〇保育園	(希望理由) 家・勤務先から近く通園に便利であるため。	
	第2希望	×××保育園	(希望理由) 母親の勤務先から近く通園に便利であるため。	
	第3希望	△△△保育園	(希望理由) 祖母の勤務先から近く通園に便利であるため。	
保育の実施を希望する期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日			
保育の実施を必要とする理由	(1) () () () 裏面記載の保育園等へ入園できる基準より選択し、該当の数字を()に記載して下さい			

裏面【保育園等へ入園できる基準】より該当するものの番号を記入して下さい。

特別な事情が無ければ、入園を希望する年度末までを記入して下さい。

入園児童の家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏名	入園児童との続柄	生年月日	性別	職業	備考
児童の世帯	いわた ゆうじ 磐田 雄二	父	S47.1.11	男・女	会社員	
	いわた あいこ 磐田 愛子	母	S48.1.30	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	パート	
	いわた ゆうすけ 磐田 雄輔	兄	H20.4.2	男・女	無	小学生
	すすき たつや 鈴木 達也	祖父	S21.1.1	男・女	会社員	
	すすき ちえこ 鈴木 智恵子	祖母	S25.1.25	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	自営	
					男・女	

磐田市記載欄(ここから下の欄は記入をしないでください。)

保育の実施の要否	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
要・否(理由)	自 平成 年 月 1日 至 平成 年 月 日	両親等:() ()
平成 年 月 日承諾	入園保育園等	
	備考	

裏面の注意をよく読んでから、字は楷書ではっきりと記入して下さい。

個人情報保護のためこの申込書は保育園等入園申込以外の目的で使用しません。

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ福祉事務所に提出してください。

なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入園児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを で囲んでください。
- 2 「入園を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い保育園等の名を記入し、また、その保育園等を希望する理由(例えば、既に兄弟が入園しているため、延長保育を実施しているため、距離が近いため等)を記入してください。
- 3 「保育の実施を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでの4の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 4 保育園等へ入園できる基準は次の表に掲げるような場合に限られます。
「保育の実施を必要とする理由」の欄については()内に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒をみている者)が下の表の(1)から(11)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号をすべて記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。(例えば(1)や(2)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、(3)では、親の具体的な状況等、(5)では傷病名や治療見込み期間等、(6)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(7)では災害の程度・復旧の見込み期間等)
なお、具体的な状況を確認できる書類があれば、あわせて添付してください。
- 5 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入してください。
- 6 「性別」の欄は、該当するものを で囲んでください。また、世帯員の中で入園児童の他に保育園等に入園している児童がいる場合は、当該施設名を「備考」に記入してください。
- 7 保育園等への入園については、
 - ・ 下記の入園基準に該当しない場合
 - ・ 入園希望者が多数のため希望する保育園等へ入園できない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

保育園等へ入園できる基準

保育園等へ入園できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労(家庭外労働)
- (2) 就労(家庭内労働)
フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(月の就労時間64時間以上)
- (3) 親のいない家庭
- (4) 母親の妊娠・出産
- (5) 保護者の疾病、障害
- (6) 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- (7) 災害復旧
- (8) 就学 職業訓練校等における職業訓練を含む
- (9) 虐待やDVのおそれがあること
- (10) 育児休暇取得時に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
- (11) その他、上記に類する状態として市長が認める場合